

第20回会議

協議事項参考資料

西伯町・会見町合併協議会

平成16年1月28日

町長の執務場所に対する発言（第 19 回合併協議会 H16.1.15）

結論を導くためのスタンスについて

- ・ 公平に新町全体の町民が納得いく結論を。
- ・ 社会福祉協議会、JA、金融機関など、1 町となった場合の店舗等の維持は。
- ・ 新町全体を考えた判断を。
- ・ 感情論では纏まらない。
- ・ どこにありと大差ない。
- ・ 住民にきちんと説明できる結論を。（大きな意味から）
- ・ 光ファイバー等の設備もあり、業務効率も工夫でカバーできる。
- ・ 配置のバランスも考慮を。

天萬庁舎を支持する意見

- 議場との関係では
- ・ 議場と町長は同一庁舎に入る必然性はない。
 - ・ 議場は、無駄金を使わないために判断した。

- 住民の利便性
- ・ 上り坂と下り坂では時間が違う。
 - ・ 県庁等に近いのは、天萬庁舎。
 - ・ 人口密度が高い地域は、天津と手間。

- その他
- ・ 住民感情としても難しいと思う。
 - ・ 均衡ある発展を考慮すべき。
-

法勝寺庁舎を支持する意見

- 議場との関係では
- ・ 議場との移動時間のロス
 - ・ 議会と一緒にが良い。
 - ・ 町長と議会は一緒に。
 - ・ 同じ庁舎が連携、動きやすい（一緒に効率的）
 - ・ 議会と一緒にがベター

-
- 住民の利便性
- ・ 移動距離、数
 - ・ 距離と人口を比較
 - ・ 一番は町民の利便性（集落からの移動距離）

-
- 関連及びスペース
- ・ 他の公共施設との連携面及び事務スペースからも合理的。

-
- その他
- ・ 災害時には、広い駐車場が必要。
 - ・ 当面の執務場所としては妥当。

-
- ・ 両町の地理上の中心は倭辺り
-

その場合の天萬庁舎の活用意見について

- ・ 町長の居ない事務所に、基幹の団体や施設を。
(新町建設計画では、会見町域の中核組織が不明確。配慮があれば納得可能)
(住民が納得する中枢機関を天萬庁舎に。新町の会見地区のビジョンが希望)

-
- 改修利用案
- ・ 空きスペースを改修で、中央公民館的な利用。ホールのな利用が可能。
 - ・ 天萬庁舎の空きスペースの公民館的な庁舎改造も考えられる。
 - ・ 天萬庁舎への配置も十分に配慮し行うべき。

-
- 特色ある施策展開
- ・ 農業委員会を置くなど、特長ある町にできる。
 - ・ 教育、産業に関してメリハリを。
-

合併協議会長まとめ

平成 16 年 1 月 28 日

1. 新町の町長の執務場所は法勝寺庁舎とする。

イ. 新町発足後の当分の間、新町の町長において、週に数度の天萬庁舎での執務を要請する。

2. 会見町地域の活性化策を講じるものとする。

イ. 会見町で特徴的に取り組んできた、農業・人づくり関連分野の機構を天萬庁舎に配置する。

具体的には、産業課、地籍調査室、農業委員会、教育委員会、人権施策課、合併対策室

ロ. 天萬庁舎の議場を改築して中央公民館的な利用、ホールのな利用を行うものとする。

3. 将来的に取り組む統合庁舎の建設位置については、合併協議会での経過、議論を踏まえ、バランスよく地域の発展が図られるよう考慮して決定すべき旨を協定書に記載する事とする。

協定書に記載する文案

1. 新町において町長の執務場所を始めとする執務体制の如何により地域間に不均衡が生じない様に常に状況確認を行うとともに、執務体制に起因する地域間の不均衡が生じた場合は速やかに解消に努めるものとする。

2. 将来予定される統合庁舎の建設位置の決定にあたっては、地方自治法第 4 条の規定によるほか、バランスよく地域の発展が図られるように考慮して決定するものとする。

西伯町あいのわ銀行設置条例

(目的)

第1条 この条例は、住民の自助・互助・互恵の精神に依拠し、住民相互の助け合いと信頼による共生の社会づくりをすすめるため、西伯町あいのわ銀行(以下「銀行」という。)の設置について必要な事項を定め、住民がしあわせで安心して暮らせる福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 前条の目的を達成するため、銀行は次に掲げる事業を行う。

- (1) 事業の啓発と住民に対する福祉教育の推進に関すること。
- (2) 会員の確保と登録及び研修に関すること。
- (3) 家庭における福祉サ・ビスの提供
- (4) 上記(3)以外の環境等のサービスの提供
- (5) 口座業務に関すること。
- (6) その他、前条の目的達成に関すること。

(会員)

第3条 銀行は、次の各号に掲げるものをもって会員とする。

- (1) 基礎会員 西伯町内に居住する中学生以上の者全員
- (2) 利用会員 基礎会員のうち、原則として65歳以上の高齢者及び障害者等で、通常な家庭生活を維持することが困難であり、家庭における福祉サービスを希望する者で、町長が必要と認める者
その他特に町長が必要と認める者
- (3) 協力会員 基礎会員のうち、心身ともに健全で銀行に対する理解と熱意を有し、福祉サービス等の提供を希望する者で町長が認める者
- (4) 賛助会員 この銀行の主旨に賛同し、別に定める会費を収める者

(資格の喪失)

第4条 会員は、次の各号の1に該当するに至った場合は、資格を失う。

- (1) 転出したとき(賛助会員を除く)。
 - (2) 死亡したとき。
- (基礎点数の付与)

第5条 基礎会員には、1人100点を基礎点数として付与するものとする。

- 2 基礎点数は、本人以外は利用できないものとする。
- 3 前項に定める本人は、在宅者に限る。

(費用負担等)

第6条 福祉サービスの提供を受けた利用会員は、別に定める利用料を支払うものとする。

- 2 利用料の支払は、基礎点数、預託点数、現金の順に行うものとする。
- 3 利用会員は、福祉サービス等に要する材料費等の実費は、別に負担する。

(費用弁償)

第7条 協力会員に対する費用弁償額は、別に定める預託基準により算定し、点数で預託する。

(賛助会員の会費の預託)

第8条 賛助会員の会費は、1,000円を1点とみなし預託するものとする。

(預託の還付)

第9条 協力会員及び賛助会員が利用会員となった場合は、その預託点数に応じた福祉サービスを無料で受けることができる。

2 預託点数は、協力会員、賛助会員のほか、次に掲げるものについてもこれを利用することができる。

(1) 協力会員及び賛助会員と同居する親族

(2) 協力会員及び賛助会員と別居する二親等以内の親族

3 第4条で定める資格喪失者のうち協力会員及び賛助会員で、福祉サービスの預託点数がある者に対しては、記念品等を支給する。ただし、協力会員が死亡した場合で、前項の者が希望する場合は、預託残点数分の福祉サービスを無料で受けることができる。この場合、記念品等は支給しない。

(会員口座の開設と管理)

第10条 町長は、会員毎に口座を開設し、その管理を行う。

2 町長は、預託点数のある者に対し、年1回以上口座状況を通知しなければならない。

(基金積立)

第11条 町は、銀行の健全な運営に資するため、前年度の福祉サービスの預託総点数の5パーセント以上で、予算で定める金額を、西伯町あいのわ銀行基金(平成8年西伯町条例第10号)に積立てなければならない。

2 前項の積立額は、1点当たり1,000円として算定する。

(協力会員の義務)

第12条 協力会員は、次に掲げる義務を負う。

(1) 福祉サービス等の提供にあたり知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

(2) 銀行の趣旨に反する行為をしてはならない。

(運営委員会)

第13条 銀行の健全で効果的な運営をはかるため、西伯町あいのわ銀行運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(管理・運営の委託)

第14条 銀行の管理・運営は、西伯町社会福祉協議会に委託してこれを行う。

(委任)

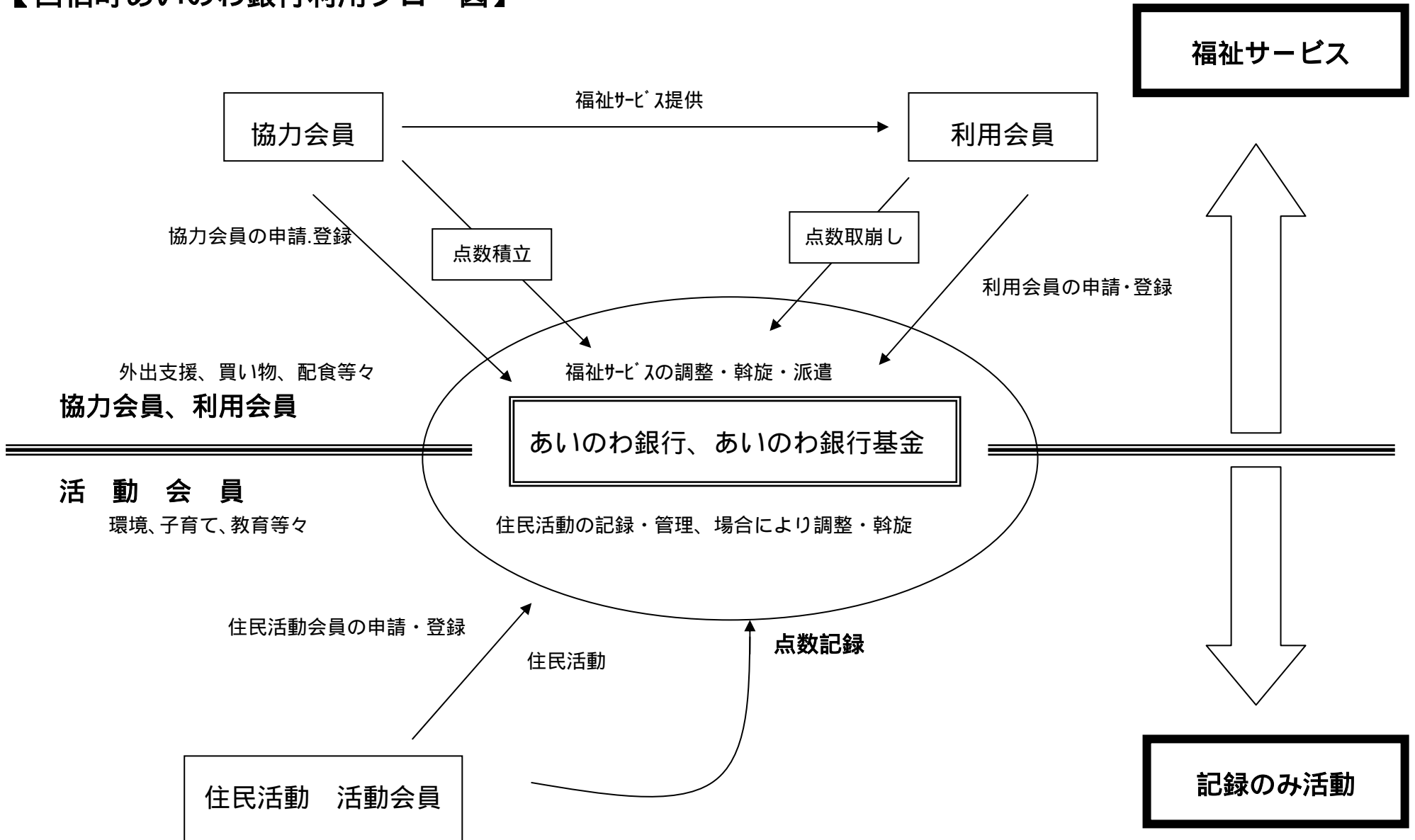
第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。ただし、平成14年6月30日現在において預託点数が300点以上の会員については、預託点数の10%を割増して付与するものとする。

【西伯町あいのわ銀行利用フロー図】



協議事項 参考資料（追加分）

国民健康保険税賦課方式の現況

応能割	50%	所得割	40%
		資産割	10%
応益割	50%	被保険者均等割	35%
		世帯別平等割	15%